

ロジックモデルの手法を用いた改正行政不服審査法の全体像（未定稿）

Input (投入された資源等)	Output (改正、新設された規定)	Outcome① (規定の直接の効果)	Outcome② (規定の達成目標)	状況（Outcome①とOutputの指標や把握された課題） ※赤：重要論点、青：論点、緑：事務局検討論点 ※※紫：状況が十分に把握されていない事項、状況に対応した論点がかつてまでに出てきていない事項	
				Outcome①に対応	Outputに対応
○審理員（国・地方） ※審査庁の職員を指名（外部人材を登用する場合もあり）	<p>審査請求をすべき行政庁（§4） 最上級行政庁を審査請求先とする</p>	処分に関与しない者が、両者の主張を公正に審理	公平性の向上	<p><審理員意見書と裁決書の内容が異なった件数>【平成28年度施行状況調査】 （国）0.5%（審理員が指名された審査請求・処理済の382件中の2件） （地方）3.4%（審理員が指名された審査請求・処理済の826件中の28件）</p>	<p>※【R2報告書資料編 ヒアリング結果】については、特段の注釈がない限り、地方公共団体からの意見（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>
○行政不服審査会の設置（国） ・委員9人（常勤3人以内） ・事務局11人 行政機構図（2020.8現在）	<p>審理員（§9） 処分の決定に関与していない職員が審理を行う</p> <p><審理員指名のなされた案件数>【令和元年度施行状況調査】 （国）5,057件、（地方）2,948件 ※都道府県、政令市</p>			<p>【R2報告書資料編 アンケート結果】 令和元年度における裁決のうち、裁決の本文が審理員意見書と異なる事例は、103団体中、25団体（50事例）</p>	<p>【R2報告書資料編 ヒアリング結果】 ※審理員の専門的知識の補充方法 ・審理員の複数指名、補助員等で補充する。複数指名をする場合は、代表を決めるなど規定の整備を望む。</p>
○行政不服審査会等の設置（地方） ※各条例に基づき、設置	<p>審理員名簿作成（§17） 審理員候補者の名簿を作成して公開する努力義務（指名手続の公正性・透明性の向上）</p>			<p>【R2報告書資料編 ヒアリング結果】 ・審理員の役割が非常に大きい。審理員の人材育成のための研修等国からの支援が必要。 ・法律文書を作成した経験のない審理員が大半であり、審理員意見書の作成は困難な作業と認識。 ・処分庁の主張を丸呑みしたものが散見される。審理員は法曹資格者等が望ましい。 ・審理が尽くされておらず、審査会の審査を行うことが妥当でない場合もあると思われるので、差戻し等行政不服審査法上で認められるべきと考える。</p>	<p><審理員名簿の作成状況>【令和元年度施行状況調査】 （国）83%未作成、8.5%一部未作成 （地方）16.4%未作成、31.3%一部未作成 ※都道府県、政令市</p>
○周知啓発 26年度：4.8（百万円） 27年度：21.1（百万円） 28年度：7（百万円）	<p>審査請求書の補正（§23） 補正の対象を明確化（審査請求書を補正することで、適切に審理員を指名）</p>			<p>・自治体間での審理（審理員意見書、弁明書等の作成を含む。）等質化の促進。 ・庁内公募により人材を確保しながら、ノウハウの蓄積（審理員意見書事例のデータベース化等）を図り、管理職によるチェック体制を確立している。</p>	<p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>
○DBの設計開発等 27年度：44.3（百万円）	<p>審理員による執行停止の意見書の提出（§40） 審理段階において、審理員が必要と認めた場合の執行停止の意見書の提出</p>			<p>・審理員候補者や審査会委員に対する研修を実施・支援して欲しい。（土業団体） ・上級庁のない団体では処分庁と審査庁が同一になるが、小規模自治体では、処分、審査庁、審査会事務局の役割を分けることが困難。</p>	<p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>
	<p>弁明書の提出（§29） 弁明書の記載事項の充実 ・処分の内容及び理由 ・不作為の理由、処分予定時期、内容及び理由</p> <p><弁明書の提出状況>【平成28年度施行状況調査】 （国）18.0%（審査請求・処理済8,317中1,495件） （地方）71.0%（審査請求・処理済6,410件中4,554件）</p>			<p>⇒3.4 審理員による争点整理等 ⇒5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上（体制整備関連） ⇒5.11 審査会・審理員事務の委託等の促進（体制整備関連）※附帯決議事項</p>	<p>【R2報告書資料編 ヒアリング結果】 ・処分の根拠法令が記載されておらず、「要件事実への当てはめ」がどのように行われたのか分からない弁明書がある。そのため、弁明書の雛型を作成し弁明書の提出を依頼する際に処分担当課に提供している。 ・弁明書の内容の不十分さは常々感じており、処分庁担当課の職員向け研修や法務担当職員が弁明書の作成支援を行っている。</p>
	<p>反論書等の提出（§30） 参加人も反論書を提出できる規定の創設</p> <p><反論書の提出状況>【平成28年度施行状況調査】 （国）34.6%（審査請求・処理済 弁明書が提出された1,495件中の518件） （地方）27.2%（審査請求・処理済 弁明書が提出された4,554件中の1,240件）</p>			<p>⇒2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等 ⇒2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等</p>	<p>（提出件数以外の指標（調査結果）がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>
	<p>審理員意見書の作成（§42） 審理員は、審理手続終結後、裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに提出する</p>			<p>⇒3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化</p>	<p>【R2報告書資料編 ヒアリング結果】 ・審理員意見書は、審査請求人に理解できるものとするとともに裁決書の原案としての性格を持つこととのバランスもあり、どのような内容とするか、分量をどの程度とするかは悩ましい。 ・審理員意見書やに事実認定及びその根拠が十分に記載されておらず、いかなる根拠に基づきいかなる事実を認定したのか分からない事例があることから、事実認定及びその根拠の記載を義務付けるべきではないか。（土業団体）</p>

裁決書の記載事項 (§50)
・裁決書の記載事項の明記
・再審査請求することができる旨の教示

再審査請求の場合の審理員（審査庁）への原裁決の裁決書の送付 (§63)
再審査庁が事案の概要等を把握するため、裁決書の送付を必須とする

行政不服審査会の設置 (§67～73、80)
行政不服審査会の組織等を定める

行政不服審査会への諮問 (§43)
審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の審査請求の判断の妥当性を有識者等の第三者の立場からチェックする

<審査会への諮問状況>【令和元年度施行状況調査】
(国) 111件 (審査請求・処理済27,362件)
※答申と裁決が異なる件数は3件
(地方) 1,935件 (審査請求・処理済9,766件)
※答申と裁決が異なる件数は16件

審査会の調査権限 (§74)
審査関係人に資料等提出、適当な者に事実の陳述又は鑑定を求めその他必要な調査を実施する

<審査会における参考人の陳述、鑑定等の実施件数>【平成28年度施行状況調査】
※審査請求・処理済(国) 8,317件 (地方) 6,410件
(国) 0件
(地方) 24件 (断られたもの1件)

意見の陳述 (§75)
審査会が必要性を認めない場合を除き、申立てのあった審査関係人に対し口頭による意見陳述の機会を付与

<意見陳述の実施件数>【平成28年度施行状況調査】
※審査請求・処理済(国) 8,317件 (地方) 6,410件
(国) 0件 (0件求め)
(地方) 32件 (39件求め)

主張書面等の提出 (§76)
審査関係人は審査会に対して主張書面又は資料等を提出できる

委員による調査手続 (§77)
審査会は、指名する委員に対して調査審議又は意見陳述の聴取をさせることができる

提出書類等の閲覧等 (§78)
審査会に対して審査関係人が提出書類等の閲覧を求めた場合、審査会は、正当な理由がない限り、開示

<提出資料の閲覧・写しの交付の実施状況>【平成28年度施行状況調査】
(国) 求めのあった案件なし
(地方) 閲覧：100% (求め2件中の2件)
写しの交付：88.9% (求め9件中の8件)

裁決を第三者機関が点検

裁決を第三者機関が点検

<答申と裁決の内容が異なった件数>【令和元年度施行状況調査】
(国) 2.7% (答申がなされた審査請求・処理済の111件中の3件)
(地方) 0.8% (答申がなされた審査請求・処理済の1,926件中の16件)

<答申と裁決の内容が異なった件数>【令和元年度施行状況調査】
(国) 2.7% (答申がなされた審査請求・処理済の111件中の3件)
(地方) 0.8% (答申がなされた審査請求・処理済の1,926件中の16件)

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・行政不服審査会に限らず、引き受けていただける学識経験者が限られている。委員のなり手がなかなか見つからない。
・審理員候補者や審査会委員に対する研修を実施・支援して欲しい。(土業団体)
・答申書に事実認定及びその根拠が十分に記載されておらず、いかなる根拠に基づきいかなる事実を認定したのかかわからない事例があることから、事実認定及びその根拠の記載を義務付けるべきではないか。(土業団体)
・答申書に職権調査の有無及び内容が記載されていない事例があり、調査審議が適正に行われているか検証できないことから、答申書へ職権調査の有無及び内容を記載するよう義務付けるべきではないか。(土業団体)

⇒ 3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化
⇒ 3.10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等
⇒ 5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上 (体制整備関連)
⇒ 5.11 審査会・審理員事務の委託等の促進 (体制整備関連) ※附帯決議事項

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。(土業団体)
⇒ 3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写
・現行の行政不服審査制度では情報公開請求では開示の対象とならないものが開示の対象となり得ることから、非開示情報に該当するような情報について審査請求手続においても開示してはならない旨を明記すべきではないか。(土業団体)
⇒ 5.1 非開示情報の閲覧・謄写
・提出書類等については、すべて職権送付することを義務付けてはどうか。(土業団体)
⇒ 3.6 職権による提出書類等の交付 ※附帯決議事項

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。(土業団体)
⇒ 3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写
・現行の行政不服審査制度では情報公開請求では開示の対象とならないものが開示の対象となり得ることから、非開示情報に該当するような情報について審査請求手続においても開示してはならない旨を明記すべきではないか。(土業団体)
⇒ 5.1 非開示情報の閲覧・謄写
・提出書類等については、すべて職権送付することを義務付けてはどうか。(土業団体)
⇒ 3.6 職権による提出書類等の交付 ※附帯決議事項

・送付した書類を紛失した等の理由から再交付を求められた場合や予備として複数の部数の交付を求められた場合の対応はどうか。

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・裁決書に事実認定及びその根拠が十分に記載されておらず、いかなる根拠に基づきいかなる事実を認定したのかかわからない事例があることから、事実認定及びその根拠の記載を義務付けるべきではないか。(土業団体)
⇒ 3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化

[令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項]
…一般的に情報公開については、…公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。…
⇒ 5.5 裁決書の個人情報等の秘匿 ※分権提案

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

支障事例は報告されていない。

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
※法令改正や運用改善が必要と考える事項
「認容」及び「却下」の裁決案につき、審査庁が裁量的に諮問する権限を付与する規定の整備。
⇒ 5.3 全部認容相当や却下相当の場合の諮問の可否

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・物件の提出要求(職権証拠調べ)をする場合、利害関係がなければ、守秘義務や個人情報であることを理由に協力を得られないことが多い。審理員、審査庁、審査会に法的拘束力のある調査権限規定(例えば、生活保護法 29 条のような)を設けても良いのではないか。
⇒ 3.3 第三者に対する物件提出等の義務付け

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。法制度として対応すべきではないか。(土業団体)
⇒ 3.2 調査結果の書面化の義務付け等

(実施件数以外の指標(調査結果)がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

[R2 報告書資料編 ヒアリング結果]
・職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。(土業団体)
⇒ 3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写
・現行の行政不服審査制度では情報公開請求では開示の対象とならないものが開示の対象となり得ることから、非開示情報に該当するような情報について審査請求手続においても開示してはならない旨を明記すべきではないか。(土業団体)
⇒ 5.1 非開示情報の閲覧・謄写
・提出書類等については、すべて職権送付することを義務付けてはどうか。(土業団体)
⇒ 3.6 職権による提出書類等の交付 ※附帯決議事項

・送付した書類を紛失した等の理由から再交付を求められた場合や予備として複数の部数の交付を求められた場合の対応はどうか。

	<p>答申書の送付等 (§79) 審査請求人及び参加人への答申の写しの送付義務</p>				<p>【R2 報告書資料編 アンケート結果】 答申件数 1,991 件のうち、諮問時における審査庁の判断が妥当か否かについて言及している答申が 55.6%、審査請求を棄却又は容認するべき等と言及している答申が 25.5%、審査請求の対象となった処分が妥当であるか否かについて言及している答申が 16.4%、その他2.5% ⇒5.6 答申の対象</p>
	<p>口頭意見陳述の実施 (§31) ・審査請求の適法要件に係る意見可 ・全ての審理関係人を招集 ・処分庁への質問権の付与</p> <p><陳述の実施状況>【令和元年度施行状況調査】 (国) 3.4% (審査請求・処理済27,362件中924件) (地方) 11.1% (審査請求・処理済9,766件中1,084件) ※都道府県、政令市 ※申立てが認められた件数【平成28年度施行状況調査】 (国) 82.9% (申立415件中の344件) (地方) 73.6% (申立420件中の309件)</p>	<p>審査請求人の権利が拡充</p>		<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・口頭意見陳述権（行審法 31条）、提出書類等の閲覧権等（行審法 38条）であるが、審査請求人において十分理解しているとは言い難い。審査請求人の権利を確保する観点から、審理手続段階等における上記権利の教示がされることが望ましいと考える。（土業団体）</p>	<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・処分庁職員が同席することをためらう審査請求人がいる。審査請求人が希望する場合は、処分庁が同席しなくても口頭意見陳述を実施できるようにすることも一つの方法かと思う。</p>
	<p>証拠書類等の提出、参考人の陳述・鑑定・検証 (§32、33、34、35) 審理員の判断により、審査請求人、参加人又は処分庁からの証拠書類等の提出を受け付ける等</p> <p><参考人の陳述、鑑定、検証の実施状況>【平成28年度施行状況調査】 ※審査請求・処理済(国) 8,317件(地方) 6,410件 申立てがあったもの(国) 5件(地方) 3件、職権によるもの(国) 112件(地方) 27件 参考人の陳述、鑑定、検証を実施したもの(国) 116件(地方) 29件、断られたもの(国) 1件(地方) 0件</p>				<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・物件の提出要求（職権証拠調べ）をする場合、利害関係がなければ、守秘義務や個人情報であることを理由に協力を得られないことが多い。審理員、審査庁、審査会に法的拘束力のある調査権限規定（例えば、生活保護法 29 条のような）を設けても良いのではないか。 ⇒3.3 第三者に対する物件提出等の義務付け ・職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。法制度として対応すべきではないか。（土業団体） ⇒3.2 調査結果の書面化の義務付け等</p>
	<p>審査請求人又は参加人による提出書類等の閲覧等 (§38) ・処分庁等以外の所持人から提出された物件等も対象とする ・閲覧だけでなく、写しの交付も認める</p> <p><閲覧交付の実施状況>【平成28年度施行状況調査】 ※審査請求・処理済(国) 8,317件(地方) 6,410件 閲覧：(国) 85.7% (求めのあった56件中の48件) (地方) 71.4% (求めのあった28件中の20件) 交付：(国) 88.9% (求めのあった135件中の120件) (地方) 87.8% (求めのあった41件中の36件)</p>				<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。（土業団体） ⇒3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写 ・現行の行政不服審査制度では情報公開請求では開示の対象とならないものが開示の対象となり得ることから、非開示情報に該当するような情報について審査請求手続においても開示してはならない旨を明記すべきではないか。（土業団体） ⇒5.1 非開示情報の閲覧・謄写 ・提出書類等については、すべて職権送付することを義務付けてはどうか。（土業団体） ⇒3.6 職権による提出書類等の交付※附帯決議事項</p> <p>・送付した書類を紛失した等の理由から再交付を求められた場合や予備として複数の部数の交付を求められた場合の対応はどうか。</p>
	<p>公表 (§79、§85) ・審査会による答申内容の公表義務 ・行政庁による裁決等の内容その他の不服申立ての処理状況の公表の努力義務</p>	<p>裁決・答申の透明化</p>		<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・審理員意見書や裁決についても、事後的に公正性を検証することができるよう、公表を義務付けるべきではないか。 ⇒3.11 裁決の公表の義務付け等</p> <p>【R2 報告書 アンケート結果】 「行政不服審査裁決・答申データベース」へ答申を登録している団体は、133団体中86団体（約65%）、裁決を登録している団体は、133団体中77団体（約58%）</p> <p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・専門知識は研修、ネット検索等で補完している。各県の審査会の事例のデータベース化を希望する。 ・国民や代理人としては、裁決がデータベース上に掲載されていない場合、情報公開制度により文書開示請求によって取得するしかなく、裁決・答申データベースの利活用がままならない。また公表が一元化しておらず「裁決・答申データベース」に掲載しているのがこの都道府県市区町村であるのがわかりにくい。（土業団体）</p> <p>【令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体（PDF ファイル）は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。 ⇒5.9 データベースの充実化（体制整備関連）※分権提案</p>	
	<p>再審査請求 (§6 等) 法律に定めのある場合、審査請求の裁決について、専門性を持った第三者機関等に対し、再審査請求ができる</p>	<p>専門性を持った第三者機関等による権利利益の救済</p>		<p><再審査請求での救済>【令和元年度施行状況調査】 (国) 7.1% (1,800件中127件) が認容 (地方) 0.0% (23件中0件) が認容 ※都道府県、政令市</p> <p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・裁定的関与に係る事案について、審査庁による裁決の前に処分庁に再反論の機会を与えるなど処分庁の救済策の整備。</p>	

<p>原則、「審査請求」への一元化</p>
<p>審査請求期間 (§18、§54) 審査請求期間（再調査の請求期間）について、原則、「処分を知った日」から3か月とする</p>
<p>誤った教示をした場合の救済 (§55) 再調査の請求ができる教示をしなかった場合でも、再調査の請求を可能とする</p>
<p>裁決書の記載事項 (§50) (再掲) 再審査請求することができる旨の教示</p>
<p>三月後の教示 (§57) 再調査の請求の決定がなされないまま3月経過した場合は審査請求できる旨の教示義務</p>
<p>情報提供 (§84) 不服申立てを検討している被処分者及び不服申立人に対する行政庁からの必要な情報提供の努力義務</p>

<p>標準審理期間 (§16) 審査庁が不服申立ての審理に通常要する標準的な期間を設定・公表する努力義務</p>
--

<p>審理手続の計画的進行 (§28) 審理員は計画的な進行を行い、審査関係人はそれに協力をする義務</p>
--

<p>口頭意見陳述の実施 (§31) <再掲> 審査請求人の陳述の制限の創設</p>
--

<p>審理手続の計画的遂行 (§37) 複雑な事案について、審理員は審査関係人を招集し、意見の聴取を行う</p>
--

<p><争点整理手続の実施状況>【令和元年度施行状況調査】 (国) 0.2% (審査請求・処理済27,362件中43件) (地方) 0.3% (審査請求・処理済9,766件中33件)</p>

<p>審理手続の併合又は分離 (§39) 実質的に同一の審査請求につき、審理員の裁量によって審理手続の併合及び分離を行う</p>
--

<p>わかりやすい制度 申立て機会の拡充</p>

<p>審理等の迅速化</p>

<p>支障事例は報告されていない。</p>	
<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・行政不服審査制度の利用がまだまだ低調であることから、権利救済手段として国民に更なる周知を図るべきではないか。(土業団体) ⇒ 5.12 制度の国民への周知※附帯決議事項</p>	<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・平成 26 年改正により審査請求期間が3月に延長されたが、処分基準を情報公開請求により入手して審査請求の要否について検討するようなケースでは3月でも短いため、更なる延長や「正当の理由」の拡張を検討してはどうか。(土業団体) ⇒ 4.1 審査請求期間の更なる延長 (⇒ 2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示) (該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)</p> <p>(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)</p> <p>(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)</p>
<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・現状、審査庁に処理状況を問い合わせても回答が得られないことが少なくないことから、審査請求人に対する処理状況について説明を義務付ける若しくは努力義務とする又は説明することができる旨の規定を設けてはどうか。(土業団体) ⇒ 4.6 個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供</p>	

<p><審理員審理の状況>【令和元年度施行状況調査】 (国) 審理に1年以上要した審査請求で、審理員審理を行った205件のうち、審理員審理に6月以上要したものは148件。 (地方) 審理に1年以上要した審査請求で、審理員審理を行った1,363件のうち、審理員審理に6月以上要したものは657件。</p>
<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・審理員の指名までに数か月を要する事案が見受けられるため、審理員を「速やかに」指名する旨の規定を導入してはどうか。(土業団体) ⇒ 2.1 審理員の指名の迅速化</p>
<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・改正法では審理員と審査会の二重の調査審議が行われている。更に審査庁の調査審議が加わると簡易迅速な手続の趣旨に逆行する。審理員の審理手続において争点を整理し、調査を充実させることが重要。 (⇒ 3.4 審理員による争点整理等)</p>
<p>・審理員意見書の提出後なかなか審査会へ諮問がされず、結果として審理員意見書が審査請求人に送付されるまでに長期間を要するケースがある。審理員意見書は、諮問後ではなく提出後速やかに審査請求人等へ送付すべきではないか。(土業団体) ⇒ 2.14 審理員意見書の送付時期</p>

<p><標準審理期間の設定状況>【令和元年度施行状況調査】 (国) 全て設定：4.3%、一部のみ設定：8.5%、未設定：87.2% (地方) 全て設定：9.0%、一部のみ設定：31.3%、未設定：59.7% ※都道府県、政令市</p>
<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・現状、多くの団体が標準審理期間を設定しておらず、標準審理期間の設定を努力義務ではなく義務としてはどうか。(土業団体) ・類型ごとに標準審理期間が大きく異なると考えられるところ、かかる明文の根拠がないことが、標準審理期間が設定されない要因になっていると考えられることから、類型ごとに標準審理期間を設定できる旨を明記してはどうか。(土業団体) ・標準「審理」期間という名称は、審理員による手続のみに要する期間を意味するとの誤解を招きかねないため、標準審査期間等に名称変更してはどうか。 ⇒ 2.2 標準審理期間の設定</p>

<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい内容の陳述を続ける場合であっても、運用上、制限をすることが難しい。 ・意見の陳述の実施に当たっては、事前に審査請求人に注意事項等を書面で送付し、時間制限を設けている。 ・日程調整に時間を要する場合がある。無断欠席の審査請求人や、一方的に独自の主張を展開する者もあり、対応に苦慮する場面もある。 ⇒ 2.10 口頭意見陳述における申立人の陳述の制限</p>
<p>(実施件数以外の指標（調査結果）がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)</p>
<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・国が処分基準を改定した際などに争点が共通する事案が大量に請求され審査庁の負担となっている。 ⇒ 2.11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合</p>

	<p>裁決の時期（§44） 審査庁は答申を受けたときは遅滞なく裁決をしなければならない</p>	
	<p>再調査の請求の決定を経ずに審査請求された場合（§56） 再調査の請求について決定を経ずに審査請求された場合に取下げとみなす</p>	
	<p>処分・事実行為についての審査請求の認容（§46）（§47）、不作為についての審査請求の裁決（§49③④⑤） 審査庁が審査請求を認容し、一定の処分の必要性を認める場合、所定の措置を実施することができる</p> <p><義務づけ裁決の実施状況>【令和元年度施行状況調査】 （国）52件（審査請求・処理済・認容1,395件） （地方）59件（審査請求・処理済・認容463件）</p>	<p>迅速な処分の見直しや実施の義務付け</p>
	<p>再調査の請求（§5等） 法律に定めのある場合、処分庁に対して、再調査の請求ができる（処分担当者による直接の見直し及び簡略な手続による処分の見直し）</p>	<p>一定の場合の手続の簡素化</p>
	<p>審査会への諮問を希望しない旨の申出（§43-1-4） 不服申立人が希望すれば審査会への諮問は不要とする</p> <p><諮問を希望しない申出があった件数>【令和元年度施行状況調査】 （国）2件（諮問しなかった件数27,251件） （地方）85件（諮問しなかった件数7,831件）※都道府県、政令市</p>	
	<p>審理手続を経ないです却下裁決（§24） 審査請求人が不備を補正しない、又は不適法かつ補正できないことが明白な場合、審査庁は、審理手続を経ずに却下できる</p>	
	<p>審理手続の終結（§41） 期限を過ぎても弁明書等が提出されない場合でも、審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結できる</p>	

<前回の改正以降、新たに生じた論点>

<p>情報公開条例に基づく処分に対する審査請求については口頭意見陳述の機会を付与する必要があるが、情報公開法に基づく処分に対する審査請求については必要ないことから、条例に特別の定めがある場合には、情報公開条例に基づく処分に対する審査請求についても口頭意見陳述の機会を付与しなくてもよいよう法改正してはどうか。</p>
--

<p>多数の代理人が選任されるケースにおいて、代理人の出席を制限できないため、代理人の出席人数の制限を可能にしてはどうか。</p>

<p>審法43条1項1号に該当する場合であっても、金額が僅少な事案や法律専門家に諮問したほうが妥当である事案については、地方議会や審議会等ではなく行政不服審査会に諮問することを許容する仕組みを導入してはどうか。</p>

<p>審査庁の調査権限に関する規定がなく、審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になる場合や、「現時点で棄却すべきでない」旨の答申がなされた場合に、対応が困難であるため、審査庁の調査権限を認めるか、一定の場合には審理員を再指名することができるようにしてはどうか。</p>

<p>提出書類等を職権で送付できる旨の明文規定がなく、明確化してはどうか。（一部の地方公共団体からは、職権による送付は手数料条例の潜脱になるおそれがあるのではないかと、という意見も寄せられている。）（附帯決議事項）</p>

	<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 行審法 44 条は「審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。」と定める。しかし、現実には請求認容・原処分取消の答申がなされたのに、審査庁の裁決が遅滞なく行われていない例が多数ある。裁決に判断遺脱があり、裁決取消訴訟を提起したら、審査庁が裁決を職権取消しをして新たに裁決をし直すという例もある（神戸地裁は第一次裁決の職権取消を無効とし、第一次裁決の判断遺脱を理由に第一次裁決の取消判決をした）。そこで、答申を受けて速やかに裁決がなされることを担保する措置・規定を設けるべきではないか。（土業団体） ⇒2.15 裁決の時期</p> <p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>
--	---

<p>（実施件数以外の指標（調査結果）がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>	
<p>○5.4 義務付け裁決の在り方</p>	

<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・処分庁から弁明書や証拠の提出がないでも、現行法は審理を終結することができる旨を規定するにとどまるため、審理員が審理を打ち切って請求を認容することを躊躇することが想定されることから、処分庁から弁明書や証拠の提出がない又は不十分な場合には、それを理由に請求を認容できる旨を明文で規定してはどうか。（土業団体） ⇒2.12 弁明書等が提出されない場合の請求の認容</p> <p>・大量に審査請求されてくる場合がある。いわゆる濫訴に当たる場合の対応方法にいて却下できる等の規定があればよい。 ・審査請求そのものが目的となっているような権利濫用的な審査請求の却下についての規定の整備。 ⇒2.5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等</p>	<p><再調査の請求>【令和元年度施行状況調査】 （国）86.2%（処理済1,763件中1,520件）が3月以内に処理、96.3%（処理済1,763件中1,699件）が9月以内に処理 （地方）28.1%（処理済153件中43件）が3月以内に処理、93%（処理済153件中149件）が9月以内に処置 ※都道府県、政令市</p> <p>（審査請求>【令和元年度施行状況調査】 （国）12.2%が3月以内に処理、48.6%が9月以内に処理 （地方）7.5%が3月以内に処理、59%が9月以内に処置 ※都道府県、政令市</p>
---	--

<p>（実施件数以外の指標（調査結果）がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>	

<p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>	
<p>○2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示</p>	

<p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。）</p>	

<p>【平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項】 地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審理手続を経ることなく、審査会に諮問できるよう、審理手続の廃止を求める。 ⇒2.8 口頭意見陳述の機会の付与の例外※分権提案</p>
--

<p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。） ○2.9 口頭意見陳述における代理人の出席制限</p>

<p>（該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。） ○2.13 地方議会や審議会等への諮問の是非</p>
--

<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・適法性を審査するに当たり、処分庁への調査が必要になることが多い。審査庁にも調査権限が必要と考える。 ・逐条解説の見解を踏まえ、審査庁にも調査権限はあると考えている。さらに、法律に根拠を設けた方が良いと考える。 ・実務上、審査庁への調査権限の付与の必要性を感じる場面はない。 ⇒3.1 審査庁の調査権限（審査庁関係）</p>

<p>【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】 ・提出書類等については、すべて職権送付することを義務付けてはどうか。（土業団体） ・職権で提出書類等の写しを交付することがあるが、明文での根拠が必要。 ・行政不服審査会では職権で提出書類の写しを交付している。審理員においても可能と考える。明文の根拠があればよいと思う。 ⇒3.6 職権による提出書類等の交付</p>
--

<p>判決が公表されておらず審査会に対して送付もされないことから、答申の結果がどうなったのが審査会が知ることができず、公正性が検証できないことから、審査会に対する裁判の送付を義務付けてはどうか。</p>
<p>行審法74条所定の「審査関係人」に処分庁は含まれないが、審査会による調査の多くは処分庁に対するものであることから、調査対象として処分庁を明記すべきではないか。</p>
<p>処分時に審査請求に関する教示に加えて執行停止に関する教示も義務付けるべきではないか。</p>
<p>オンラインでの審査請求や口頭意見陳述を推進すべきではないか。</p>
<p>処分庁に教示義務の履行の徹底を促すべきではないか。</p>
<p>審査請求人に土業団体等を紹介することが情報提供の一環として許容されることを明確にしてはどうか。</p>
<p>審査庁が教育長である場合に、地方公共団体の長ではないことから、行審法43条1項の文言上、諮問先が存在しないため、改正すべきではないか。</p>
<p>審査会に提出された書類等は審査庁へ送付する根拠規定がないことから、審査庁へ提出する規定を設けるべきではないか。</p>
<p>行政不服審査会等の答申の付言に対応がなされたのかを確認することができず、行政の適正な運営の確保について検証できない。</p>
<p>職員の対応への不満等苦情申立てのツールとして審査請求を提起する者もいる。行政不服審査制度の本来の目的の周知を丁寧に行う必要がある。</p>
<p>不当性審査の在り方については、実際に不当性を肯定して処分を取り消した裁判や答申は少ないことから、いかなる場合に不当性が問題となり得るのか、具体例を示すべきではないか。</p>

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

○3.8 裁判書の審査会への送付

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

○3.9 審査会の調査対象に処分庁を明記

【R2 報告書資料編 アンケート調査】
16件（平成28年度から令和元年度までの執行停止の実施件数）

【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】
処分の際に執行停止の申立てができる旨を教示すべきではないか。また、審査庁だけでなく審理員も執行停止ができる旨の規定を導入してもよいのではないか。（土業団体）
⇒4.3 執行停止に関する手続の整備等

【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】
・審査請求手続におけるデジタル化、特にオンラインによる審査請求や口頭意見陳述の実施を促進すべきではないか。（土業団体）
⇒4.2 オンラインによる審査請求
⇒4.4 オンラインによる口頭意見陳述の促進

【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】
・処分庁が教示文のない書式を用いているケースが未だ存在するため、対応すべきではないか。（土業団体）
⇒4.5 不服申立てに関する教示の徹底

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

○4.7 審査請求人に対する土業団体等の紹介

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

○5.2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否

【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】
・審査会への諮問後、審査会のみ提出された書面を審査庁への答申の際に添付する規定の整備。（地方公共団体）
⇒5.7 審査会に提出された書類等の審査庁への送付

【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】
・答申後、裁判の時期や内容、付言に対する改善の有無等について情報提供されたことはない。これらについては情報提供されるべきと考える。
・付言に対する改善状況が審査会に報告されるようになれば、処分庁の付言に対する受け止め方に良い影響を及ぼすのではないか（地方公共団体）
・付言に対し何らかの対応をするよう義務付けるべきではないか。（土業団体）
⇒5.8 付言への応答義務（行政の適正な運用の確保関連）

【R2 報告書資料編 ヒアリング結果】
・行政不服審査制度の利用がまだまだ低調であることから、権利救済手段として国民に更なる周知を図るべきではないか。（土業団体）
⇒5.12 制度の国民への周知※附帯決議事項

(該当する調査結果がないため、今後のヒアリングや施行状況調査で状況を把握する必要があるか。)

○5.14 不当性審査の在り方